

令和6年度 津山市スマートエネルギー導入補助制度の手引き

津山市では、脱炭素社会の実現のための取組として、省・創・蓄エネルギー機器を導入された方に対し、導入費用の一部を補助しています。

対象機器ごとに補助金額・対象経費・要件を記載しています。

手引き目次

1. 受付.....	2
2. 留意事項・変更点.....	2
3. 機器ごとの補助金額・要件等.....	4
<太陽光発電システム>.....	4
<エコキュート>.....	8
<定置用リチウムイオン蓄電池>.....	11
<窓断熱>.....	14
<V2H充放電設備>.....	17
<軽EV>.....	20
4. 市内業者 確認フローチャート.....	23

1. 受付

受付日時：2024（令和6）年5月1日（水）～ 2025（令和7）年1月31日（金）

（土・日・祝日および年末年始を除く）

8時30分～ 17時00分（12時15分～13時15分を除く）

受付場所：津山市役所 環境福祉部 脱炭素社会推進室

（〒708-8501 岡山県津山市山北 520 東庁舎2階）

問合せ先：電 話 0868-32-2051

メール decarbon@city.tsuyama.lg.jp

※受付場所は本庁舎ではなく、東庁舎ですのでご注意ください。

※申請は先着順で窓口にて受け付け、予算額に達し次第、終了します。

※郵送での提出は受け付けておりません。窓口までご持参ください。

2. 留意事項・前年度からの変更点

□留意事項

- ・この「手引き」は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付要綱」の内容を簡単に記載したものです。申請前に必ず「要綱」をお読みください。
- ・補助対象は、個人が購入した機器に限ります。法人による購入、リース契約、ソーラーPPA事業等は対象外です。
- ・申請は、補助対象機器の導入後に行ってください。事前申請や予約は受け付けません。
- ・書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類に不備があると、受付できません。
- ・補助要件、補助金額、申請様式は年度ごとに変更されます。必ず最新の様式をご使用ください。また、補助要件等にご注意ください。

□令和6年度の主な変更点

・住民票の提出が、不要になりました。

ただし、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書」の「確認事項D」に同意する場合があります。

なお、完納証明書は、引き続き提出が必要です。

・蓄電池の補助要件から「あつ晴れ岡山エコクラブ入会」を削除しました。

※入会は任意ですが、地域の脱炭素化の推進のため、入会要件を満たす方に対して、補助申請時に入会のご案内をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

・太陽光発電システムが、補助対象になりました。

太陽光発電システムは、他の補助金とは一切併用できませんので、ご注意ください。

・軽EVを除く電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型電気自動車が、補助対象から外れました。

軽EVのみが引き続き補助の対象です。

3. 機器ごとの補助金額・要件等

<太陽光発電システム>

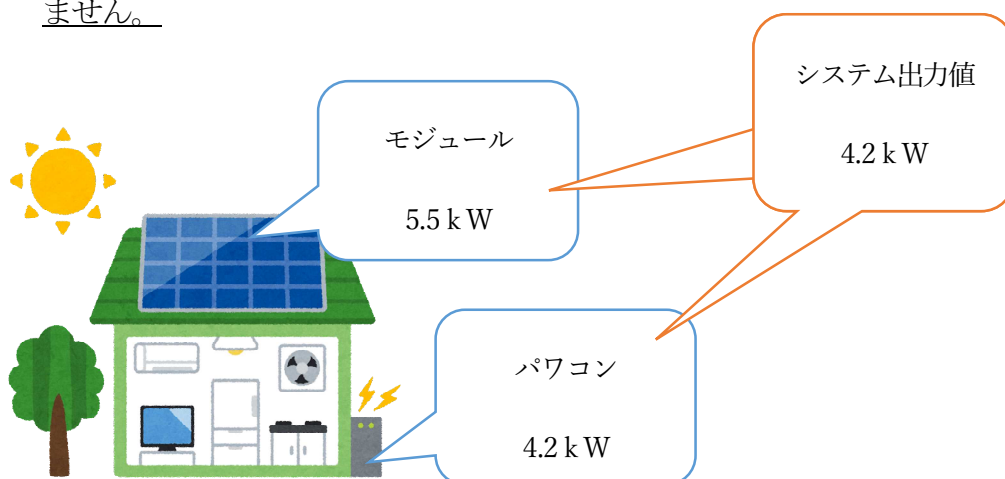
◆補助金額

システム出力値 1kW(キロワット)につき 2 万円を乗じた額(上限 10 万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

※「システム出力値」とは、太陽光発電システムを構築する「太陽光モジュールの公称最大出力の合計値」または「パワーコンディショナーの定格出力」のいずれか低い値のこと。kW を単位とし、小数点以下第 2 位まで算定する(小数点以下第 2 位未満の端数は切捨て)。

※太陽光発電システムは、「津山市スマートエネルギー導入補助金」以外の補助金と併用できません。



◆補助対象経費

対象機器本体・付属機器・設置工事費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) システム出力値が、10kW 未満であること。
- 2) 発電した電気がシステムを設置した住宅の敷地内において 30%以上消費されていること。
(余剰売電の場合は、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と余剰電力の需給契約が締結されていること。)

3) 電力受給開始日(余剰売電の場合)または保証書の日付(自家消費の場合)または機器が設置された建売住宅の引渡日の日付が、令和6年2月1日以降であること。

4) 未使用品であること(リース・PPA 不可)

5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号)別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。

主な交付要件

- ・ FIT 及び FIP 制度による売電を行わないこと
- ・ 自己託送をしないこと
- ・ J-クレジットに登録しないこと

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方(個人に限る)
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(太陽光発電システム)チェック表」も参照ください。

□必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書(太陽光)」
- 2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

3) 設置後の建物全体及び機器の設置状況が確認できるカラー写真[参考様式①]

4) 機器の型式名、製造番号、製造年が確認できるカラー写真[参考様式②]

※製造年が機器に記載されていない場合は、製造年を確認できる書類を提出のこと

5) 補助金受領に係る確認書[参考様式③]

6) 太陽電池モジュールの最大出力の値が確認できる書面（出力対比表等）

7) 「電力需給契約のお知らせ」または保証書の写し

8) 「契約相手方との契約締結日が分かる書類」と「工事着工日の分かる書類」

9) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

※領収書等で市内業者の確認ができない場合は、発注契約書・工事費受領書等で市内業者であることを確認できる書類を提出のこと

10) 工事内容証明書[参考様式④]

11) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)

12) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

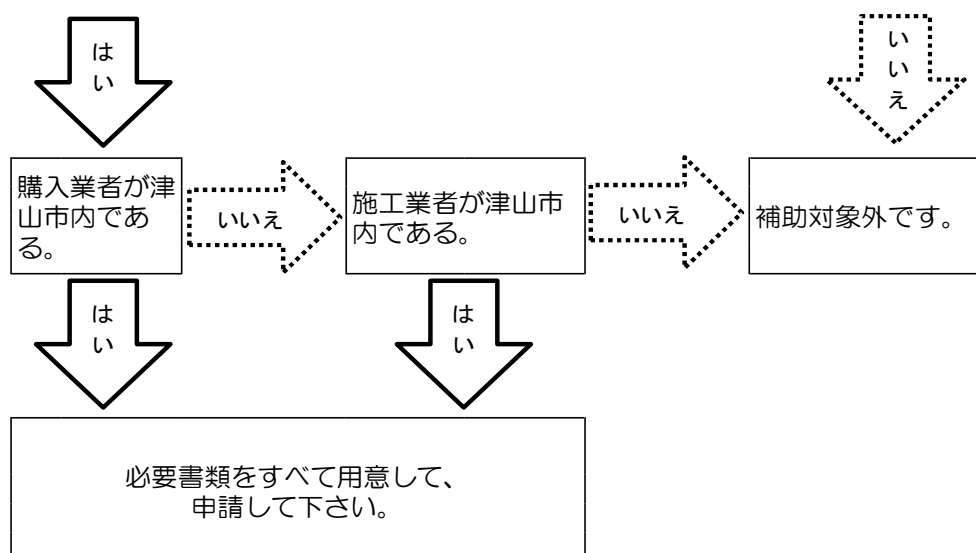
○該当者のみ提出するもの

13) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(保証書の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

太陽光発電システム 確認フローチャート

下記の要件に全て当てはまる。

- 津山市内の一般住宅に設置した。
- 未使用品を、購入して設置した（リースやPPAによる設置ではない）。
- 発電設備受給開始日又は保証書の日付が令和6年2月1日以降である。
- システム出力値（発電容量またはパワコン出力値）が10kW未満である。
- 発電した電気を、設置した住宅において消費している（全量売電でない）。
- 発電した電力の30%以上を、設置した住宅で消費している。
- FIT制度やFIP制度による売電をしていない。今後その予定もない。
- 自己託送をしていない。今後その予定もない。
- J-クレジット制度に登録していない。今後その予定もない。
- 同一の設備に対して、国等から補助金をもらっていない。今後その予定もない。
- 同一の住宅において、津山市の太陽光補助を過去に受けた事がない。



<エコキュート>

◆補助金額

補助対象経費から国等補助金を除いた額に、10分の1を乗じた額(上限4万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

◆補助対象経費

対象機器本体・付属機器・設置工事費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) JISC9220 に定める年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上であること。
- 2) 保証書の日付が、令和6年2月1日以降であること。
- 3) エコキュート以外の給湯機器(ガス給湯器、電気温水器等)からの交換であること。
- 4) 未使用品であること(リース不可)

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方(個人に限る)
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(エコキュート)チェック表」も参照ください。

必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書(エコキュート)」

2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

3) 設置後の建物全体及び機器の設置状況が確認できるカラー写真[参考様式①]

4) 機器の型式名、製造番号、製造年が確認できるカラー写真[参考様式②]

※製造年が機器に記載されていない場合は、製造年を確認できる書類を提出のこと。

5) 従前使用していた給湯機器の設置状況、型式名、品名番号及び製造番号が確認できるカラー写真または書類[参考様式②-2]

6) 保証書の写し(ない場合は、工事施工証明書[参考様式③]を提出のこと)

7) 機器の仕様書の写し

8) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

※領収書等で市内業者の確認ができない場合は、発注契約書・工事費受領書等で市内業者であることを確認できる書類を提出のこと

9) 工事内容証明書[参考様式④]

10) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)

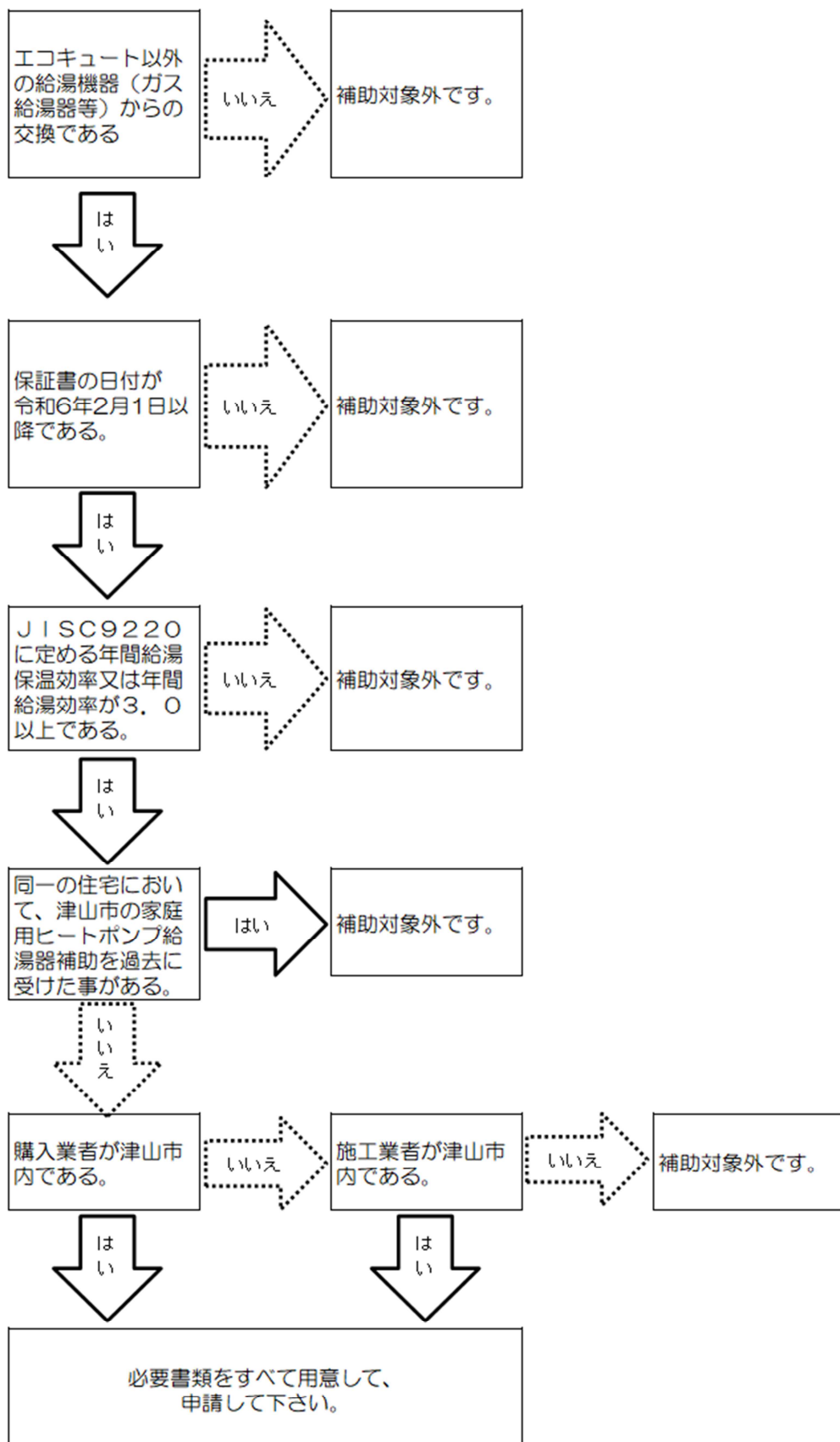
11) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

○該当者のみ提出するもの

12) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類(交付申請書、補助制度の概要など)

13) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(保証書の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

エコキュート 確認フローチャート



<定置用リチウムイオン蓄電池>

◆補助金額

補助対象経費から国等補助金を除いた額に、10分の1を乗じた額(上限10万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

◆補助対象経費

対象機器本体・付属機器・設置工事費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において補助対象としている機器であること。
- 2) 保証書の日付が、令和6年2月1日以降であること。
- 3) 未使用品であること(リース不可)

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方、または機器が設置された建売住宅を購入した方(個人に限る)
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(蓄電池)チェック表」も参照ください。

□必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書（蓄電池）」
- 2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

- 3) 設置後の建物全体及び機器の設置状況が確認できるカラー写真[参考様式①]
- 4) 機器の型式名、製造番号、製造年が確認できるカラー写真[参考様式②]

※製造年が機器に記載されていない場合は、製造年を確認できる書類を提出のこと。

- 5) 保証書の写し(ない場合は、工事施工証明書[参考様式③]を提出のこと)
- 6) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

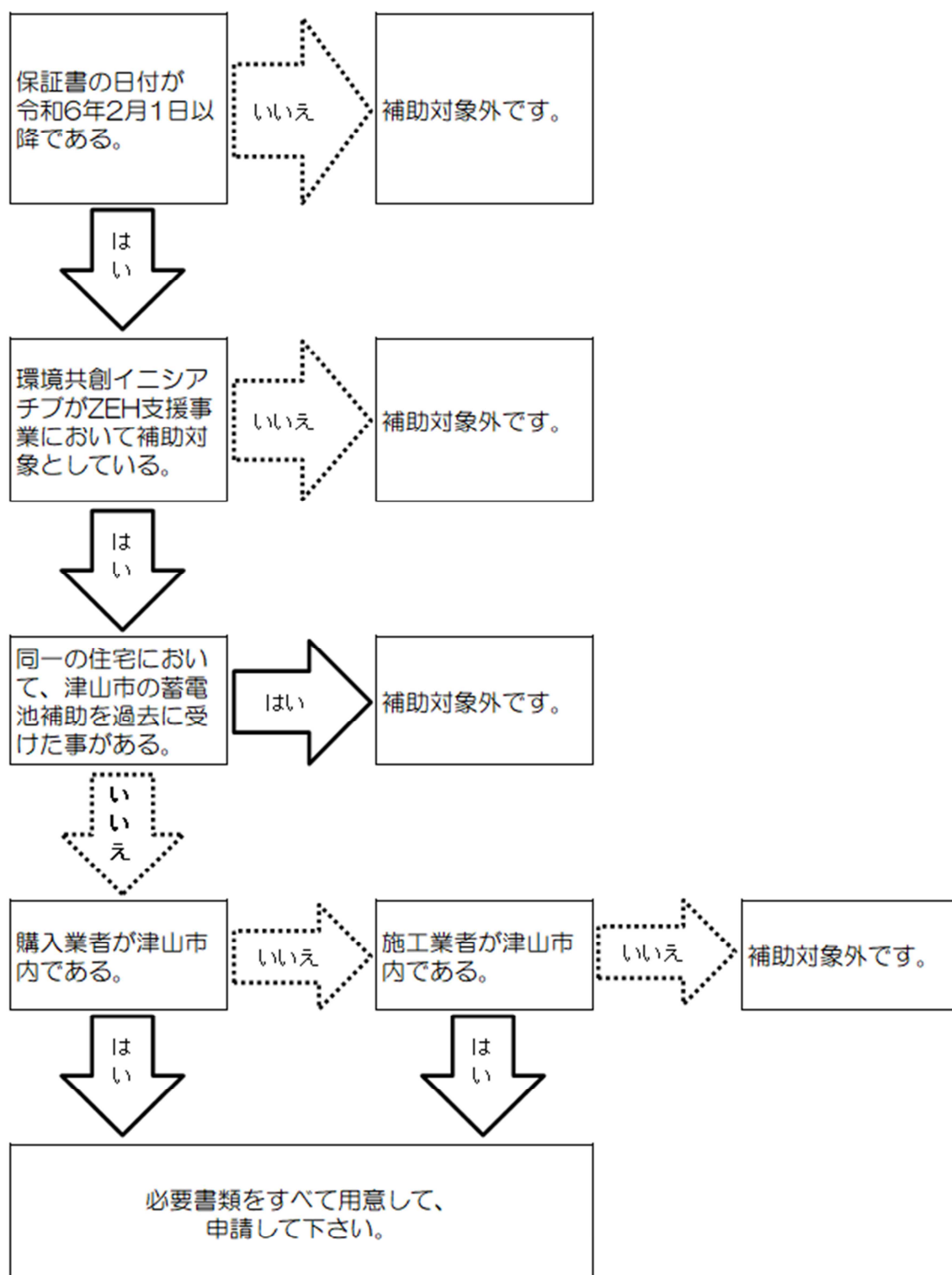
※領収書等で市内業者の確認ができない場合は、発注契約書・工事費受領書等で市内業者であることを確認できる書類を提出のこと

- 7) 工事内容証明書[参考様式④]
- 8) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)
- 9) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

○該当者のみ提出するもの

- 10) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類(交付申請書、補助制度の概要など)
- 11) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(保証書の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

定置用リチウムイオン蓄電池 確認フローチャート



<窓断熱>

◆補助金額

補助対象経費から国等補助金を除いた額に、10分の1を乗じた額(上限6万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

◆補助対象経費

対象機器本体・付属機器・設置工事費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であって、既築住宅への導入であること。
- 2) 出荷証明書に記載の納入日が、令和6年2月1日以降であること。
- 3) 未使用品であること(リース不可)

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方、または機器が設置された建売住宅を購入した方(個人に限る)
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(窓断熱)チェック表」も参照ください。

□必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書（窓断熱）」
- 2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

- 3) 設置後の建物全体が確認できるカラー写真と、設置個所がわかる配置図[参考様式①]
- 4) 機器の設置前および設置後の状況が確認できるカラー写真[参考様式②]
- 5) 出荷証明書の写し(ない場合は、工事施工証明書[参考様式③]を提出のこと)
- 6) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

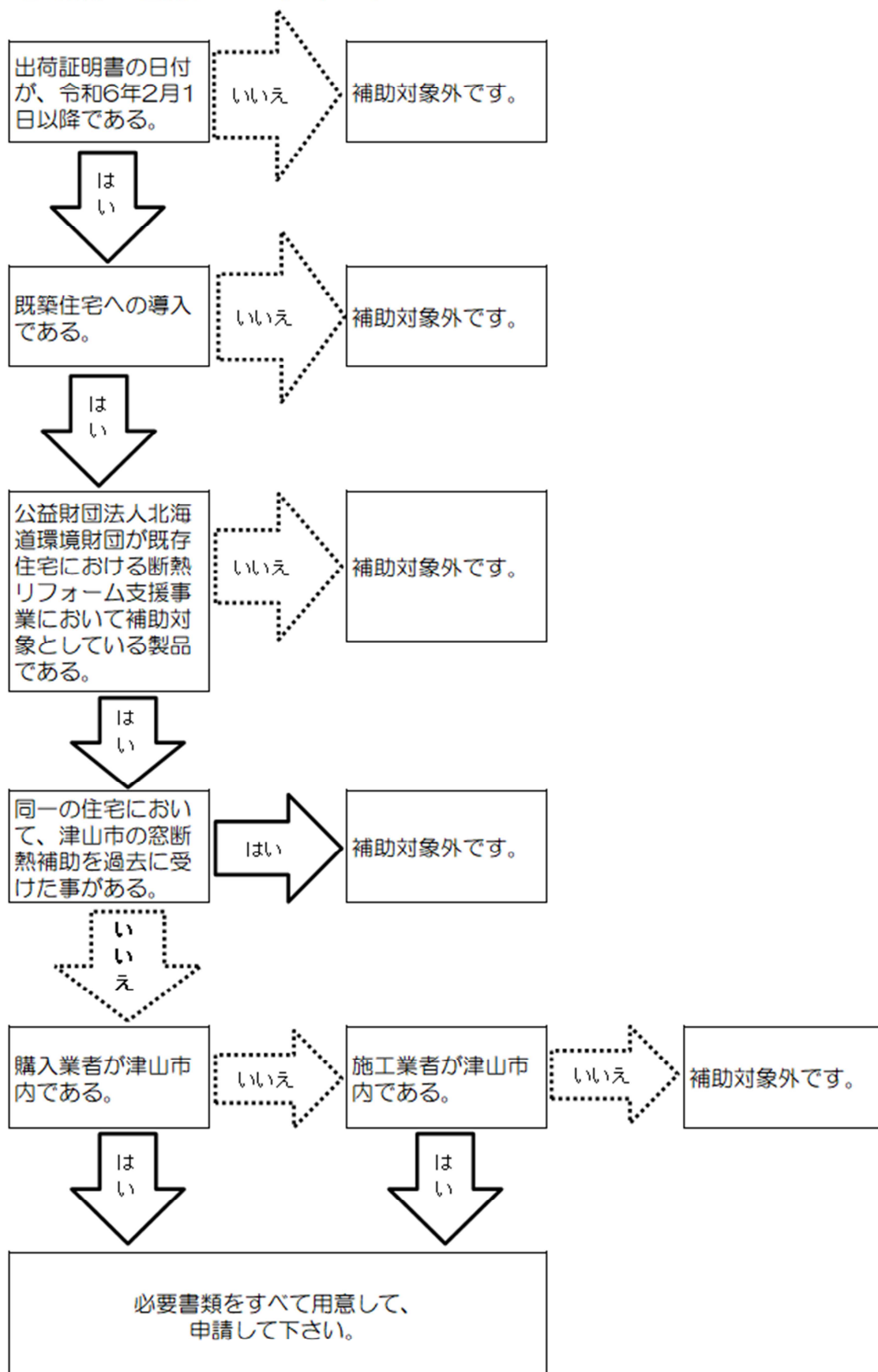
※領収書等で市内業者の確認ができない場合は、発注契約書・工事費受領書等で市内業者であることを確認できる書類を提出のこと

- 7) 工事内容証明書[参考様式④]
- 8) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)
- 9) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

○該当者のみ提出するもの

- 10) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類(交付申請書、補助制度の概要など)
- 11) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(出荷証明書の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

窓断熱 確認フローチャート



<V2H充放電設備>

◆補助金額

補助対象経費から国等補助金を除いた額に、5分の1を乗じた額(上限8万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

◆補助対象経費

対象機器本体・付属機器・設置工事費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下、「NeV」)がクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(以下、「CEV補助金」)において補助対象としているV2H放充電設備であること。
- 2) 保証書の日付が、令和6年2月1日以降であること。
- 3) 未使用品であること(リース不可)

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方、または機器が設置された建売住宅を購入した方(個人に限る)
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(V2H)チェック表」も参照ください。

□必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書 (V2H)」
- 2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

- 3) 設置後の建物全体及び機器の設置状況が確認できるカラー写真[参考様式①]
- 4) 機器の型式名、製造番号、製造年が確認できるカラー写真[参考様式②]

※製造年が機器に記載されていない場合は、製造年を確認できる書類を提出のこと。

- 5) 保証書の写し(ない場合は、工事施工証明書[参考様式③]を提出のこと)
- 6) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

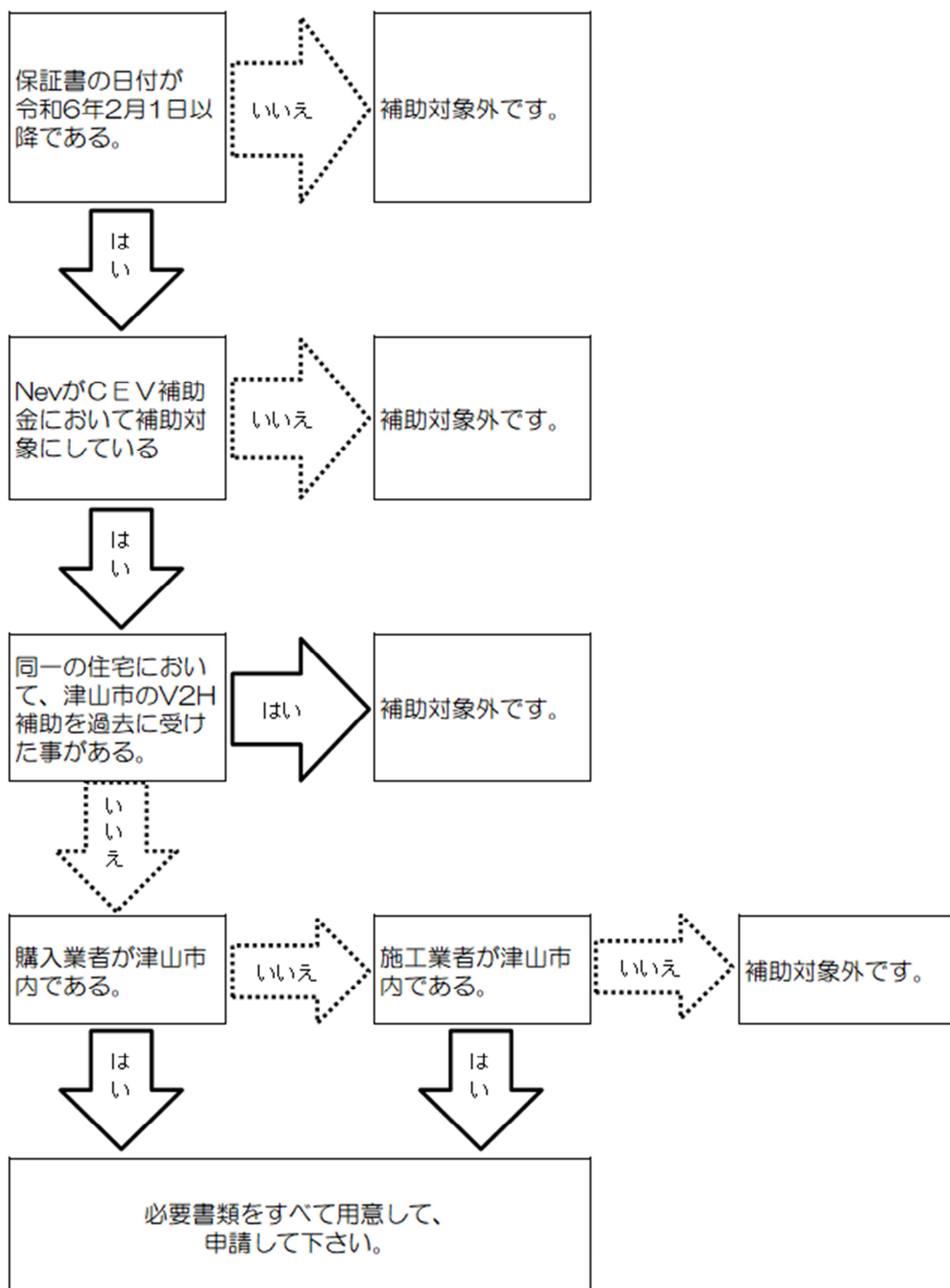
※領収書等で市内業者の確認ができない場合は、発注契約書・工事費受領書等で市内業者であることを確認できる書類を提出のこと

- 7) 工事内容証明書[参考様式④]
- 8) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)
- 9) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

○該当者のみ提出するもの

- 10) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類(交付申請書、補助制度の概要など)
- 11) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(保証書の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

V2H充放電設備 確認フローチャート



<軽EV>

◆補助金額

補助対象経費から国等補助金を除いた額に、10分の1を乗じた額(上限10万円)。

※補助金額の千円未満は切捨て。

◆補助対象経費

対象機器本体から消費税及び地方消費税を除いた金額

◆機器の要件

- 1) NeVがCEV補助金において補助対象にしている電気自動車(**軽自動車に限る。**)であること。
- 2) 車両登録日が、令和6年2月1日以降であること。
- 3) 未使用品であること(リース不可)

◆申請者の要件

- 1) 市内に住所を有する方(個人に限る)
- 2) 市内業者との契約により機器を購入した方
- 3) 過去に同種の補助金対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方
- 5) 暴力団員等でない方
- 6) 機器を自ら使用する目的で購入した方

◆提出書類

各書類についての注意事項は、「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請(軽EV)チェック表」も参照ください。

必ず提出するもの

- 1) 「津山市スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼報告書(軽EV)」

2) 市税等の滞納がないことを証する書類(申請日において発行日から3ヶ月を経過していない
完納証明書。コピー不可)

※転入した場合は、前住所地で発行したものを提出のこと。

3) 自動車検査証の写し

4) 販売店が発行した領収書の写しと内訳書の写し(車両本体価格の確認できるもの)

5) 市内業者が発行した領収書の写しと見積書の写し

6) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(申請者本人について記載。要押印)

7) 請求書(日付と金額欄は空欄にすること。要押印)

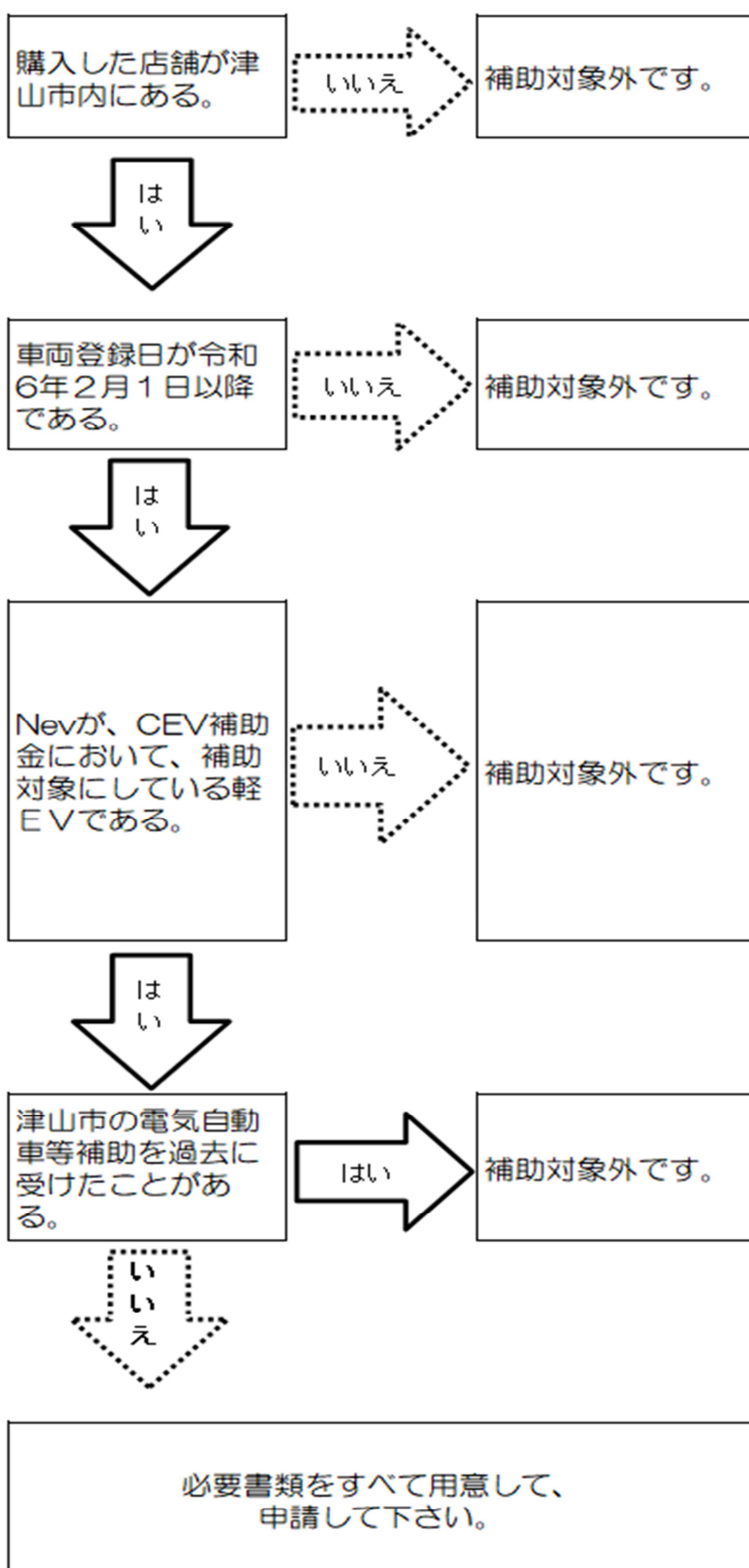
○該当者のみ提出するもの

8) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類(交付申請書、補助制度の概要など)

9) 割賦契約を行っている場合は、割賦販売契約書の写し

10) 申請書の確認事項Dに同意しない場合は、住民票の写し(初度登録日の日付以後に交付を受けたもの。コピー不可)

軽EV 確認フローチャート

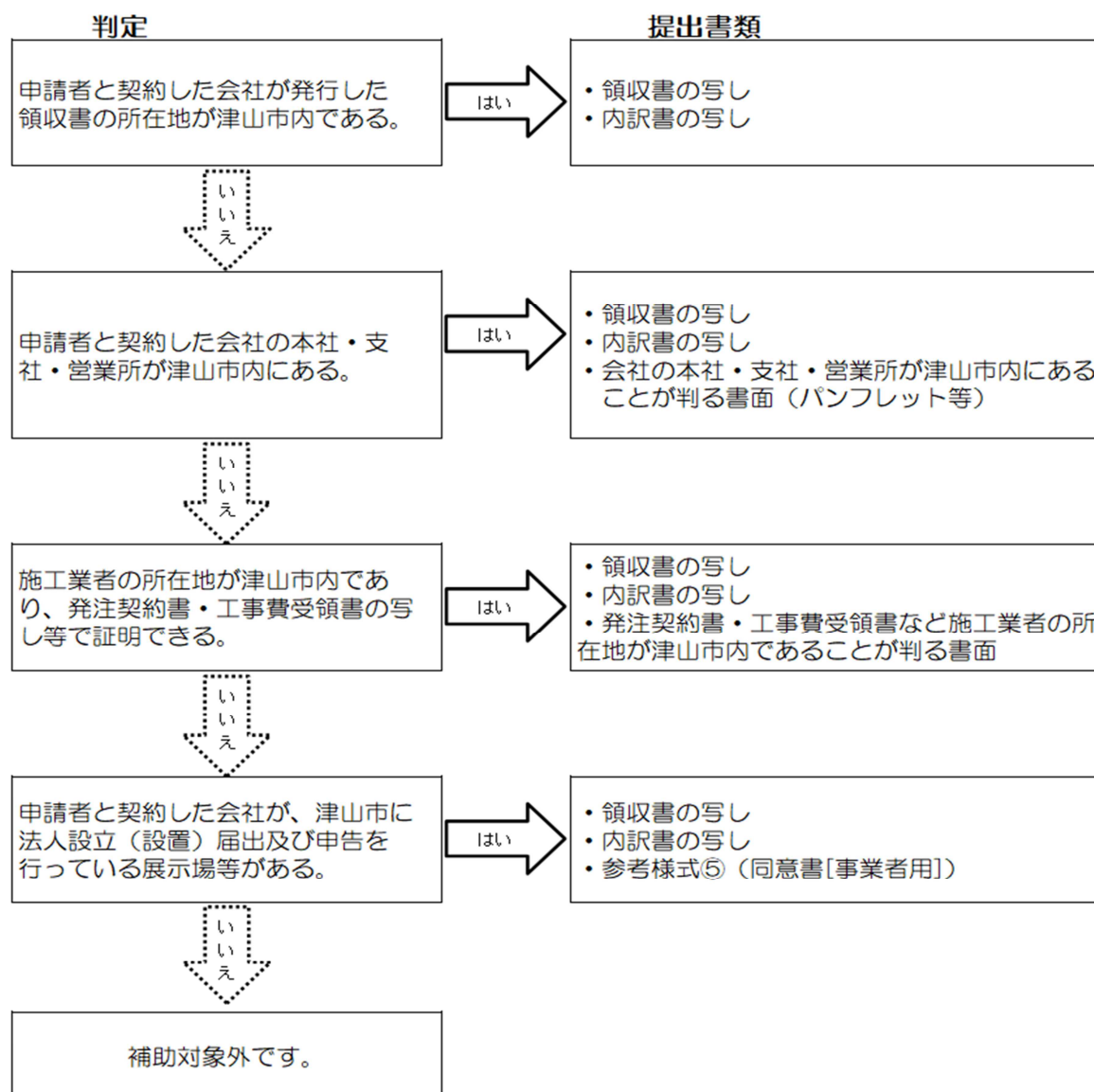


4. 市内業者 確認フローチャート

市内業者確認のための提出書類(太陽光発電システム、エコキュート、蓄電池、窓断熱、V2H 充放電設備)

該当する「提出書類」欄に記載されている書類を、全て提出してください。

※軽EVについては、こちらのフローチャートは適用されません。



◇領収書の会社所在地が津山市でない場合は、領収書・内訳書に加えて、本店・支店・営業所が津山市内にあることが判る書面(例：パンフレット等)

◇本店・支店・営業所は無いが、展示場等があり津山市に法人設立(設置)届出及び申告を行っている場合は、領収書・内訳書に加えて、同意書[参考様式⑤]